

令和 3 年 9 月 7 日 開 議

令和 3 年 阿 賀 町 議 会 9 月 定 例 会 議

行 政 報 告

令和3年阿賀町議会9月定例会議行政報告

令和3年阿賀町議会9月定例会議にあたり、貴重な時間をいただきまして、主に6月定例会議以降の行政報告をさせていただき、議員各位、並びに町民の皆様にご理解とご協力をお願い申し上げるところであります。

新型コロナウイルスは、デルタ株に置き換わり第5派として猛威を振るい「コロナ感染は災害レベル」と緊急事態宣言の発令、まん延防止等緊急事態宣言が適用される都道府県が増え、新潟県内においても感染が拡大しています。

阿賀町におきましては5月以降感染者の発生がありませんでしたが、8月29日から31日までの間に9人の感染確認があり、町としましても警戒を強めました。このうち、三川地域の放課後児童クラブ関連で4人の感染者があったため、保健所の指導のもと三川小学校は本日（7日）まで休校とし、明日（8日）から再開することとしたところであります。

最近の報道でもあるとおり、学校や保育園での子ども達への感染拡大が懸念されています。当町においても、今回のことを含めて例外ではないことを肝に銘じて感染対策の徹底に努めてまいります。

また、異常気象による災害が後を絶ちません。7月3日、熱海市で発生した土石流災害。8月には九州から東日本まで広範囲に長期間「線状降水帯」が発生し大きな災害となりました。お亡くなりになった方々にご遺族の皆様にご哀悼の意を表しますとともに、被災された皆様にご心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧・復興をご祈念申し上げます。

当町におきましても、7月12日は主に上川地域、8月23日は主に三川地域で豪雨により土砂崩れ等の被害が発生いたしました。この雨で面倉の地滑り現場の崩落等も心配いたしましたが、特に変化はなく安全な状態が保たれております。今後も異常気象には気を緩めることなく町民の安全を最優先に対応してまいります。

それでは始めに、新型コロナウイルスのワクチン接種について報告させていただきます。

5月10日から「やまぶきの里」で開始した集団接種は、9月3日をもって終了しました。接種を希望された町民をはじめ、早期感染予防の観点から、町外に住所のある「町内の高齢者施設、障害者施設、保育園、小学

校・中学校・高等学校などに勤務する方、また町外から阿賀黎明高校に通う生徒」等、町民以外の266人を含め、計18,449回（9月3日現在）の接種を行いました。また、新潟県が実施した朱鷺メッセ及びビックスワンでの大規模接種では阿賀町民も接種対象としていただき、121人が接種を受けました。

こうしたことで町民の接種率は9月3日現在、2回接種を終えた人が全体で、8,871人、接種率は90.28%となりました。うち、65歳以上の高齢者は94.08%、12歳以上64歳以下の方は86.06%であります。なお、1回の接種を終えた方は全体で92.06%、2回終えた方と1.78%の開きがありますが、これは、1回目の接種の後に、転出、死亡、または個別の事情により2回目の接種をしていない方が併せて175人いることによるものであります。

希望する全ての方が接種できるよう要介護高齢者に対してはケアマネージャーを通じて接種意向を確認し、津川病院や町診療所による訪問接種は71人の方に行いました。更に、交通手段がない方へは送迎バスを運行し、7月下旬には予約をしていない方に文書で再度案内を行うなど、できうる限りの手段を講じて接種希望者の漏れがないように努めたところであります。

また、親子世代には夏休み中に接種が出来るよう計画し、学校を通して保護者へ情報提供を行うなど、丁寧に進めてきたところでありますが、接種が順調に進捗したのは町民皆様からご理解をいただき、やまぶきの里まで足を運んでいただいたお陰であります。

そして、接種体制を支えていただいた県立津川病院、町診療所、新潟臨港病院、渡辺医院、阿賀町歯科医師会、新潟大学病院をはじめとする医療関係者の皆様のから多大なるご協力をいただきました。ありがとうございました。

町職員は、こども・健康推進課を中心に、全庁体制で臨みました。会計年度任用職員からは、コールセンタースタッフ、会場内スタッフとして支えていただきました。町民への接種は、主に町診療所の看護師が担当しましたが、細心の注意のなかで、任務を遂行しました。

また、議員各位をはじめ、各区長さん、民生委員さん等におかれましても、町民への周知などにご協力をいただきました。

今回のワクチン接種は、今までに経験したことがない未知の業務でありましたが、関わっていただいた全ての皆様から一丸となって取り組んでいただき、その結果、県内では最も早く接種が進んでいる自治体の一つとな

っていますが、このことが町民皆様の安心につながっており、改めてご協力をいただきました全ての皆様に深く感謝を申し上げます。

今後につきましては、12歳に到達する方や新たに接種を希望される方に対し、町営診療所みかわ及び町営鹿瀬診療所などにおいて個別接種で対応することとしております。

また、国では3回目の接種も検討されているようでありますので、今後も適切に接種できるよう努めてまいる所存であります。

次にJR津川駅の無人化についてであります。

8月18日、JR東日本株式会社新潟支社の方が来庁し、新型コロナウイルス感染症の影響により、急激に会社の経営状況が悪化していることなどから、10月1日より津川駅を無人化する旨の説明を受けました。津川駅の一日平均の利用状況は、定期券が90人、切符が20人程度となっており、年々減少しているとのことであります。町内に7駅ありますが、唯一の有人駅が無人になるということは、利用者にとっても町にとっても非常に大きな問題でありますので、去る8月30日、斎藤議長さんと一緒に、JR新潟支社長に駅員配置継続の要望書を提出してまいりましたが、無人化は会社の決定事項であり、3月には出雲崎駅を無人化したとのことであり、この10月は柏崎市内の安田駅も無人化とし、順次無人化を進めていくとのこと覆すことは無理な感触でありました。

津川駅構内の跨線橋は、高齢者や障がい者をお持ちの方は、急な長い階段の上り下りは非常に大変で危険でもあることから、これまでも継続して改善の要望してきたところであり、結果、階段を利用できない方について予約の形で駅員による旧踏切横断の介助もしていただいている状況です。無人化によりこうしたことができなくなり、また、冬期間の除排雪、待合室の空調管理等の課題に従前どおりの対応を要望していますが、観光の玄関口の一つでもある津川駅の在り方を町としてどうするか、そうした課題対応も含めて検討を開始したところでもあります。

なお、JR東日本では、SLばんえつ物語号の定期運行や「狐の嫁入り行列」当日の臨時列車等の運行はこれまでどおり行うとともに、観光面では一層連携したいとの考えは確認しました。

次に、連携協定締結についてであります。

7月7日、斎藤議長さん立ち合いのもとで新潟ビール株式会社と立地基本協定を締結しました。

新潟ビールでは、赤湯脇の旧レクリエーションセンターをウイスキーの蒸留所として活用するほか、旧西川小学校体育館をウイスキーの樽貯蔵施設として、また、綱木の牧草地を放牧場として活用する計画であり、蒸留所につきましては、今月早々に工事が開始されております。製造されるウイスキーは、主にヨーロッパやアメリカ向けに輸出されると聞いていますが、今後は、海外でも蒸留所として阿賀町の知名度向上や、町で製造されたウイスキーをふるさと納税の返礼品としての活用、麦芽の搾りかすを飼料として活用する畜産業の振興にも寄与されることから、町の活性化に繋がるものと期待をしているところであります。

次に一般社団法人全国古民家再生協会との協定締結についてであります。7月19日、こちらも斎藤議長さんからご臨席をいただき、包括連携協定を締結いたしました。増加する空き家に関する様々な課題に対し、多角的に対応策を講じていく所存であります。

同協会と自治体との包括連携協定は、全国で約36件の実績がありますが、新潟県では初めてであり、空屋資源有効活用の県内の先進事例となるよう期待をしているところであります。危険空き家対策も含め、今後の空き家利活用対策は非常に重要でありますので、並行して、基本調査として全町を対象とした空き家調査委託業務も発注したところであります。

次に、行事等の開催可否についてであります。

お盆の恒例行事となっております、ふるさと上川ふれあい祭りや鹿瀬地域の花火大会、また、敬老会や阿賀野川レガッタ、みかわ秋祭りにつきましては、コロナ感染症の影響から中止となりました。今後予定されている、各地域の産業祭り、上川のそば祭り等の秋のイベント開催可否につきましては、コロナ感染症の状況をみながら、それぞれの実行委員会等で判断がされることとなりますが、ワクチン接種が進んだ阿賀町でありますので、感染予防に創意工夫した新しいスタイルで実施できないかと考えているところでもあります。

次に、5月臨時会議でご承認をいただいた商工業や観光業に対する支援の状況についてであります。

はじめに、商工会員を対象とした経営持続支援特別給付金の申請状況ですが、8月末現在で均等給付5万円の申請件数は、343件、全会員数の87.1%の事業主の皆様が申請されたところであります。また、減少率割

給付の申請は67件となっており、合計で2,685万円の支援をしたところであります。

「阿賀町のお店応援事業補助金」につきましては、東蒲原郡商工会振興協議会が事業主体となり町内全世帯に6,000円分の割引クーポン券を配布したところであります。8月末現在のクーポンの換金状況については、1,112万7,500円で、38.7%となっております。なお、「宿泊施設利用促進補助金」と「プレミアム飲食券発行事業補助金」については、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながら、実施主体である郡商工会振興協議会や町観光協会と協議をしながら実施時期について判断してまいりたいと思っております。

次に株式会社上川温泉の現状と、8月1日から新たな指定管理者による営業がなされている「赤湯・青少年旅行村」の現状についてであります。

まず、株式会社上川温泉とその後の経緯であります。株式会社上川温泉は、6月30日に新潟地方裁判所に破産申し立てをし、翌7月1日付けで破産事件として受理されたと報告を受けました。その後7月12日付けで債権者等に破産手続開始通知がなされ、今後は破産管財人による清算が進められることとなります。町が債権を有するものとして貸付金

3,270万円や令和2年度の指定管理料1,396万円等が対象となっております。債権支払の優先順位もあることから、債券の回収については非常に難しいものと思っておりますが、今後開催される債権者集会等において主張すべきものは主張してまいります。

次に「赤湯・青少年旅行村」の新たな指定管理者による運営状況についてであります。8月1日より株式会社東蒲観光バスにより運営されております。このことにより、営業時間の延長や食堂の営業、休館日を月1日にするなど、民間のノウハウを十分に活用した運営がなされておりますので、十分な感染症対策を講じられることも含めて、今後の誘客拡大に期待をしているところであります。

次に有害鳥獣対策であります。

クマの出没件数は、春から平年並みで推移しておりますが、降雪前までは事故防止の広報や警戒体制を緩めずに継続いたします。また今年度より行政区に対して、害獣を誘引する果樹の伐採経費補助を導入し、これまで

のところ10地区において100本余りの誘引果樹を伐採できましたが、昨年度末に実施いたしました事前調査の数よりも多くの要望をいただきましたことから、今議会におきまして補正予算を計上しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

サル、イノシシの対策につきましては、昨年度に引き続き積極的に捕獲を進めております。捕獲による個体数調整だけでは被害ゼロには至らないことから、被害防止に有効な電気柵補助を、個人では67件5.8km、行政区や農業団体などに対しては4件10kmほどを実施しております。

集落周辺の刈払い等、緩衝帯の整備につきましては、芹田・深戸・谷沢の3地区で実施するほか、同様の効果を見込める里山林の伐採など、森林整備を栃堀・丸渕・あが野南の3地区で3haほど実施いたします。

次に大規模な山腹崩壊災害の報告であります。

水沢地区の林道長走線終点付近国有林において、大規模な山腹崩壊の発生を確認いたしました。崩壊箇所は羽越水害時に甚大な被害が発生した新谷川の上流にあたりまして、崩壊が進みますと長走川を閉塞して土石流災害の再発も懸念されますことから、国有林の管理者である下越森林管理署及び関東森林管理局に対しまして速やかな対策対応をいただくよう要望書を提出してまいりましたところ、応急措置を実施し今後崩壊の危険性のある全体調査を行うと、極めて前向きな回答をいただきました。町としては、引き続き現場の監視を継続しながら、国・県と情報共有し、事業の推進に協力してまいります。

次に、県の阿賀野川圏域河川整備計画について報告いたします。

阿賀野川河川整備につきましては、現在、堤防工事中の箇所は、釣浜区で、令和4年度事業完了に向け、鋭意工事が進められております。この7月、8月には、深戸区の「中岩沢地区」と小野戸区において、整備計画案が示され地元への説明が行われました。今後、更に詳細な実施に向けての説明、地元の皆様の同意、詳細設計、用地測量等に入っていくとのことで県より報告を受けております。

この他には、京ノ瀬区、角島区、津川4～7区、津川8～10区、大牧区、麒麟山温泉、深戸区、夏渡戸区、実川島区の9箇所でも、測量や設計等が行われておりますが、内水リスク等難しい課題が多く、整備方針の決定に向け鋭意検討を行っている状況と伺っております。

常浪川整備につきましては、平堀地区では、樋門・護岸設計を行っており、栃堀区では8月に区役員の皆様への説明会が実施されました。地区振興事務所からは、河川整備計画のほか堤防修繕など事業の進捗等、地域区長会などに機会を通じて説明してまいりたいとのことですので、町といたしましても会議等の調整等緊密に連携を図り事業推進に協力してまいりますとともに、住民の安全・安心確保のため積極的に進言してまいりますので、改めて議員各位のご理解とご協力をお願いするものであります。

最後に、本9月定例会議で上程させていただきます案件は、
令和2年度阿賀町各会計歳入歳出決算の認定、
専決処分の報告2件、
決算に係る健全化判断比率等の報告2件、
令和3年度各会計補正予算の議案4件、
財産の取得に係る議案2件
旧慣使用地の廃止に係る議案1件
計画の策定に係る議案1件
基金条例の全部改正に伴う基金条例の制定に係る議案1件
条例の一部改正の議案3件
土地改良事業経費の賦課徴収に係る議案2件
組合規約の変更に係る議案1件　　の計20議案となっております。

各案件につきましては、それぞれ提案理由の中でご説明を申し上げますので、議員各位におかれましては内容を精査の上、満堂のご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。令和3年阿賀町議会9月定例会議の行政報告といたします。

よろしくお願いいたします。